

公益法人佐倉市シルバー人材センター 安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、塗装、清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全基準を守り、安全就業に務めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）着用すると共に必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通事故災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない

特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の腕章を着用するなど交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に務めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、年に一度、健康診断は進んで受けなければならない。

2 介護業務、運転業務その他安全・適正就業委員会が定める安全または衛生にかかわる業務に就業する会員は、1年以内に受診した健康診断の結果を証明するもの（健康診断書の写し等）をセンターに提出しなければならない。

3 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異状を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

1. この基準は、平成3年11月28日から施行する。

2. この基準は、平成24年4月1日（公益社団法人移行認定登記の日）から施行する。

3. この基準(一部改訂)は、平成28年4月1日から施行する。

1、 作業別安全就業基準 (作業名 植木剪定)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装、履物は、作業に合ったものを着用すること。 (1) 作業服は、袖口のしまったものを。 (2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること（地下足袋、運動靴等）。 (3) 安全帽は、必ず着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 8. 道具類の使用は、正しい使用法によること。 9. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 10. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。	安全帽
三角梯子使用作業	1. 三角梯子は使用前に十分点検し、特に梯子の棧の腐食固定状態、開き止めの装置等を点検すること。 2. 三角梯子は、丈夫な構造のものを使用すること。 3. 三角梯子には、開き止めがついていること。 4. 三角梯子の設置は、三角梯子の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。 5. 三角梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 6. 三角梯子上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。 7. 三角梯子を昇降する際は、手に道具等は持たないこと、また、飛び降りないこと。 8. 作業中の三角梯子周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。 9. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 10. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	

梯子使用 作業	1. 梯子は、幅 30cm 以上の丈夫なものを使用すること。 2. 梯子は、脚部に滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めがない場合には、梯子の上方をしぼるか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 3. 梯子は、地面との角度が 75 度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は 60cm ぐらい上方に出るようにすること。 4. 梯子を昇降する際は、手に道具等を持たないこと。 また、飛び降りないこと。 5. 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 6. 通路での作業は、標識を設けること。 7. 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。 8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 9. 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。	
足場使用 の作業	1. 三角梯子を利用して足場板をかけわたすときは、三角梯子の設置間隔を 1.8m 以下とすること。また、足場板の設置高さは 2m 以下とすること。 2. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくならないようにすること 3. 足場板は、ゴムバンドでしぼり固定すること。 4. 足場板は、作業床の幅が 40cm 以上になるように 2 枚以上かけわたすこと。 5. 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 6. 足場として土塀の上、ブロック塀の上等間に合わせの足場を使用せず、梯子、三角梯子、踏台等を用いること。	
樹上での 作業	1. 地上より 2m 以上の樹上作業をする場合は、安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。	安全帯 安全帽

	2. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮を持つ樹種での作業は、慎重に行うこと。 3. 枝につかまったり体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。 4. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 5. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 6. 直径10cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け幹から10cmくらいの所を枝直径の3分の1程ノコギリで下から上へひき目を入れ、ひき目より先端に向かって5cmの所を切り落とす。その後残部を平らに切り落とすこと。なお、この場合電線等に注意すること。	
刈込み作業	1. 共同で、刈り込み作業を行う場合は、刃先に十分注意をすること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。 2. 使用休止中の刈り込み鋏は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。	
運搬作業	1. 運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 2. 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認すること。 3. トラックへの各種道具の積み降ろしは、荷くずれのないように行うこと。	

作業別安全就業基準 (作業名 塗装)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	1. 常に健康の維持管理に努めること。特に、有機溶剤および粉塵を吸い込むおそれがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。 2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装、履物は、作業に合ったものを着用すること。 (1) 作業服 袖口は、締まったものを。上着のすそは、いつもズボンの内に入れること。上着は、突起物や大きなボタン等のないものとする。ズボンの裾は、いつもしぼっておくこと。 (2) 作業靴 靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。なお、屋根や丸太上での作業には、地下足袋またはこれに準ずる履物を使用すること。 (3) 安全帽 安全帽は、正しく着用すること。高所作業でなくとも、高さ 50～60cm で転落、死亡した例がある。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7. 工具類や機械は、正確、安全に取り扱い作業すること。 8. 引火性のもの等危険物を使用するので、喫煙は、作業場以外の所定の場所で行うこと。なお、くわえタバコの作業は、絶対にしないこと。 9. 有機溶剤等の塗装には、換気に注意すること。 10. 塗料・溶剤等が目の中に入った場合は、すみやかに洗眼すること。 11. 床面にこぼれた塗料および溶剤等は、直ちに拭きとること。 12. 作業後は、床面の清掃、後片づけを行うこと。 13. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。	防毒マスク 安全帽
塗込作業	1. 被塗装物の中心に位置をとり、安定した姿勢で作業すること。 2. 各種製品の塗込順序に従って、作業すること。	

	3. 各種塗料を塗布するときは、通風に配慮し、作業すること。 4. 必要に応じて換気すること。 5. 塗込作業中は、火気に注意すること。	
表面処理 剥離作業	1. 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前かけ、長靴を着用すること。 2. 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗うこと。 2. 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵眼鏡を着用すること。	防塵マ スク防 塵眼鏡
高所作業	1. 作業床が固定されているか確認する。 2. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。 3. 安全帯および安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 4. 高所作業に適する服装をすること。 5. 作業中は、必要以外は話をしないこと。 6. 工具類は落とさないよう注意すること。 7. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。 8. 高さ 2m 以上の箇所では墜落のおそれのあるところは手すり、柵、囲いなどを設け、立ち入り禁止にすること。 9. 足場板は、きず、虫食い、死節、ひび割れ、腐食などがない丈夫なものを使用すること。また、必ず低所で試し乗りをすること。 10. 丸太は、木皮を取り除いてあり、径が十分あるものを使用すること。 11. 三角梯子の使用 (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止めを確実にかけ、足場板をかける場合は 3 点支持にすること。 (4) 三角梯子の脚と水平面の角度が 75 度以下になるように設置すること。 (5) 飛び降りないこと。 (6) 三角梯子の上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 12. 梯子に使用 (1) 幅 30 cm 以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合は、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 (3) 水平面に対し 75 度にかけることを原則とする。	安全帯 安全帽

	(4) 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。 (5) 飛び降りないこと。 13. 安全帯の使用 (1) 2 m以上の高所作業であって作業床が設けられないときに使用すること。 (2) 安全帯の支持点は、頭上になるよう設けること。 (3) 作業床が、幅40 cm以下の場所では使用すること。 (4) 作業床があっても、手すりがない場所では使用すること。 (5) 安全帯ロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。 (6) 安全帯は、いつもキチンと締めること。	
コンプレッサーの使用	1. 必ずベルトカバーをつけ、移動するときは、電動機が停止後に行うこと。	

作業別安全就業基準 (作業名 除草)

作業名	安全作業のポイント	安全 保護具
作業一般	1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装・履物は、作業にあったものを着用すること。 (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らぬよう袖口のしまったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 作業服は、必ず着用すること。 (4) 手袋（軍手等）を必ず着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7. 斜面での作業は、滑り易いので、十分注意すること。 8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9. 道具類の使用は、正しい使用法によること。 10. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 11. 長時間の作業は避けること。 12. 雨天時の作業は避けること。 13. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。	
炎天下での作業	1. 日よけ帽を必ず着用すること。 2. 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。 3. 休憩時には、水分を補給すること。	
手作業	1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。 (3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。 2. 鎌を使つての作業では、安全第一を心掛けること。 (1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用するこゝと。 (2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 (3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。 また、邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。	保護眼鏡

刈払機作業	1. 使用前に必ず点検すること。 (1) ネジのゆるみはないか。 (2) 作業にあった刃がついているかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異状がないか 点検し、異状がある場合は、使用しないこと。 2. 安全ガードは必ず取り付けること。 3. 保護眼鏡及びヘルメットを着用すること。 4. 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。特に、小石には十分注意すること。 5. 作業中は、半径 10m以内に部外者を近づけないこと。 6. 雨天時の作業は、滑り易いので避けること。 7. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。 8. 運搬および格納時には回転刃には保護カバーをつけること。 9. 刈払機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。 10. 草刈機は本来の使用目的に使用すること。樹木及び太い竹などを切らないこと。 11. 保護眼鏡を使用したか等の安全チェックシートを作業前に記入し、事務局へ提出すること。 12. 作業者は、半径 5 m以上の距離を置いて作業すること。 13. 家の近くで作業する場合は、人に十分注意し、車等については防護ネットを使用すること。 14. 作業者に近づく場合は作業者の右肩をたたくか、笛を吹くか、棒を使用したりして合図すること。 15. 急斜面の草刈り業務は受注しないこと。	保護眼鏡 ヘルメット
-------	--	---------------

除草剤作業および消毒作業	1. 使用に当たっては、容器の指示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。 2. 散布に当たっては、必ずゴム手袋、散布に当たっては、必ずゴム手袋、保護マスクを使用し、扱いは十分注意すること。 また、作業途中での喫煙は絶対にしないこと。 3. 散布に当たっては、風向きに十分注意すること。 4. 散布に当たっては、作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周囲の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。特に、住宅に隣接する場所での散布 慎重に行うこと。 5. 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。 6. 余った薬剤の処理には十分注意すること。 7. 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間に行うこと。 8. 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。 9. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受けること。	ゴム手袋 保護マスク
焼却作業	1. 必ず消火器材を用意すること。 2. 多量の焼却は、付近の住民に知らせること。 3. 爆発物（スプレー等の空缶、ガスライター等）の混入に注意すること。 4. 風の強さ、方向、周囲の引火物に十分注意すること。 5. 焼却後の消火確認をすること。	
運搬作業	1. 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に、腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。 2. トラックでの道具等の積み降ろしは、荷くずれがおきないように、注意すること。 また、荷台の作業では、安全帽を着用すること。	安全帽

作業別安全就業基準 (作業名 ビル清掃)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装は、常に衛生的に心掛け、汚れているものは洗濯して、使用すること。 4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。 5. 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行うこと。 6. 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。 6. 洗剤等を使用する場合は、滑り易くなるので、履物は、滑り止めのあるものを使用すること。 8. 洗剤の調合等には、ゴム手袋を使用すること。 9. 洗剤や薬品を使うときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、すぐ大量の水で洗うこと。 10. 溶剤のガスは、なるべく吸い込まないようにすること。場合によっては、保護具を着用すること。 11. 作業中は、「清掃中」の看板を立てておくこと。また、立ち入り禁止の標示や作業区域に縄を張るなどすること。 12. 作業に使用した機械や資材は放置しないで、作業をし易く常に整理整頓に心掛けること。 13. 重量物の取扱いは、特に慎重に行うこと。 14. 機械器具の故障その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。 15. 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。 16. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。	ゴム手袋 保護マスク
床の清掃作業	1. 洗剤や床維持剤の液は、特に滑り易いから注意すること。 2. 作業中は、滑り止めの靴を履くか、滑り止めカバーの類を使用すること。 3. 作業に当たっては、滑り易くなっているので、急ぐときでも走らないこと。	
窓ガラスの洗浄作業	1. ガラス部に手をついたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと。 2. 窓等の開閉には十分注意して作業を行うこと。 3. 無理な姿勢で作業しないこと。	

清掃用機械器具の使用作業	1. 電気機械の使用 (1) 濡れた手で取り扱わないこと。 (2) コードやプラグの傷んだものは使わないこと。 (3) スイッチの切り、入れやコンセントの差込み、引抜きは、慎重に行うこと。 (4) 故障の機械を無理に使わないこと。 2. ポリッシャーの使用 (1) 作業に合った大きさのポリッシャーを選んで、作業すること。 (2) ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。	
高所作業	1. 高所作業中は、安全帯及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 2. 踏み台や三角梯子は、不安定な場所に立てないこと。 3. 踏み台の上にさらに踏み台を重ねたり、三角梯子を立てたりして作業を行わないこと。踏み台の代わりに回転椅子、折りたたみ椅子は絶対に使用しないこと。 4. 資材や道具が上から落下しないように気をつけること。 5. 三角梯子の使用 (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止めを確実にかけ、使用すること。 (4) 飛び降りないこと。 (5) 三角梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 6. 梯子の使用 (1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 滑り止めのあるものを使用すること。 (3) 不安定なところに掛けないこと。 (4) 滑る床の上に立てないこと。 (5) 踏み台の上に立てないこと。 (6) 立てかける角度を床に対して75度にする。 (7) 安定を確かめてから登ること。 (8) 飛び降りないこと。 (9) 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。 (10) 2m以上の作業では、下に補助者を置くこと。	安全帯 安全帽

(注) 本基準は(財)東京都高齢者事業振興財団において作成されたものである。